

特定非営利活動法人

聖地のこどもを支える会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人聖地のこどもを支える会という。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を、東京都中野区東中野5丁目8番地の7号NEコート502号室に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、イスラエル及びパレスチナの貧しい青少年と児童に対して人種、宗教を問わず教育に関する人的・経済的支援活動を行って、真の正義と自由と相互愛に基づく社会を建設するための人材を育成し、中東の平和実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 人権擁護または平和の推進を図る活動
- (2) 国際協力の活動
- (3) こどもの健全育成を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1) 紛争や貧困などにより環境に恵まれないイスラエル・パレスチナの児童のための教育支援事業
 - (2) イスラエル・パレスチナ・日本の青少年を平和の担い手として育成するための国際交流事業
 - (3) 普及啓発事業
 - (4) 人道支援事業
 - (5) その他目的を達成するために必要な事業
- 2 この法人は、次のその他の事業を行う。
- (1) イスラエル・パレスチナの特産品などの物品及び酒類販売事業
 - (2) ホームページやニュースレターなどへの広告掲載事業
- 3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動を支援するために入会した個人及び団体で、総会における議決権を有するもの
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動を支援するために入会した個人または団体で、総会における議決権を有しないもの。

(入 会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申込があったとき、正当な理由がないかぎり、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金および会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することが出来る。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することが出来る。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(入会金及び会費の不返還)

第12条 すでに納入した入会金、会費は、返還しない。

第3章 役員

(種別および定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理 事 3人以上15人以内
 - (2) 監 事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任など)

第14条 理事および監事は、総会において選任する。

- 2 理事長および副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者および三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を越えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることはできない。
- 5 監事は、理事又は職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第15条 理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故がある時又は、理事長が欠けた時は、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次にあげる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄官庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事

に意見を述べること。

(任期など)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまで、その任期を伸長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けた時は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することが出来る。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬など)

第19条 役員はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることが出来る。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種 別)

第20条 この法人の会議は、総会および理事会の2種とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び予算並びにその変更

- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務および報酬
- (6) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条に同じ。）その他新たな義務の負担および権利の放棄
- (7) 会員の除名
- (8) 解散における残余財産の帰属
- (9) その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集を請求したとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

（総会の招集）

第24条 総会は、前条第2項第2号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があった時は、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面、ファクシミリ又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第25条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第26条 総会は会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（総会の議決）

第27条 総会における議決事項は、第24条3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

（総会での表決権など）

第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって表決し、あるいは他の正会員を代理人として評決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条および次条第1項の規定の適用

については出席したものと見なす。

- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 正会員総数と出席者数(書面、ファクシミリ、又は電磁方法による表決者又は表決委任者がある場合は、その数を付記すること)
- (3) 審議事項
- (4) 議事経過の概要および議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長および総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この法人運営のための通常の職務執行の他、以下の事項について議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した条項の執行に関する事項
- (3) その他、総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めた時。
- (2) 理事総数の2分の1以上から、理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があった時。

(理事会の招集)

第33条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項の場合には、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集する時は、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面、ファクシミリ又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項、および必要に応じて当日提議された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(理事会の表決権など)

第36条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名(書面、ファクシミリ、又は電磁方法による表決者および委任状提出者があればその数を付記すること)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金および会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係わる事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

(管 理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則にしたがって行われなければならない。

(会計区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係わる事業会計、その他の事業会計の2種とする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画および予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しない時は理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加および更正)

第46条 予算成立後に、やむを得ない事由が生じた時は、理事会の議決を経て、規定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告および決算)

第47条 この法人の事業報告、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じた時は、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとする時は、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
- (3) 会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散する時は総会において、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合 併)

第52条 この法人が合併しようとする時は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行なう。ただし、法第28条に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行なう。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第54条 この法人は、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長および必要な職員を置く。

(職員の任免)

第55条 事務局長および職員の任免は、理事長が行う。

(組織および運営)

第56条 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑 則

(細 則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款はこの法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人設立当初の役員は次の通りとする。

理事長	井上	弘子
副理事長	山崎	榮太郎
理事	山崎	久美子
理事	高塚	富士子
理事	小西	一枝
理事	尾崎	緑
理事	大屋	和江
理事	中山	宏
理事	三島	夕里亜
監事	猪俣	一省
監事	清水	範子

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この

法人の成立の日から2005年6月30日までとする。

- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人成立の日から2004年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金および会費は、第8条の規定にかかわらず個人、団体とも次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金 5000円
 - (2) 年会費 10000円

令和8年(2026年)度 事業計画書

令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで

非営利活動法人 聖地のこどもを支える会

令和8年5月16日

1. 事業実施の方針

2023年秋以降の軍事衝突は、ガザ地区に未曾有の人道危機をもたらし、その封鎖状況は今なお続いている。さらに、2026年2月から3月にかけてのアメリカによるイラン攻撃を契機として中東地域全体の緊張が劇的に高まり、広範囲を巻き込む戦争状態ともいえる極めて不安定な情勢が広がっている。和平交渉の糸口は見えず、人々の暮らしや教育環境は悪化の一途をたどるばかりである。

こうした困難な状況下、2025年度は大きな成果と厳しい判断を経験する一年となった。夏に実施した長崎での「平和の架け橋」プロジェクトは成功裡に終了し、イスラエル・パレスチナ・日本の若者が真摯に対話し、被爆地で平和の重要性を再認識する貴重な機会となった。この取り組みは複数のメディアにも取り上げられ、ささやかながらも確かな希望の光を示すことができた。一方で、2026年3月に企画していたスタディ・ツアーは、直前の中東情勢の急激な悪化を受け、参加者の安全を最優先し中止という苦渋の判断を下した。この判断により団体の費用負担は生じたものの、結果として最も重要な参加者の安全を確保し、主催者としての責任を全うできたと考える。

2026年度も、当法人が大切にしてきた国際交流の「小さな芽」を絶やさぬよう、青少年が対話を重ね、互いの痛みや願いを分かち合う場を継続していく方針である。特に、昨年度に大きな成果を上げた「平和の架け橋」プロジェクトは、本年も8月に長崎での開催を予定し、現在参加者を募っている。ただし、現地からのフライト確保が不透明であるなど、実現には流動的な要素も含まれるため、情勢を慎重に見極めながら実現可能な方法を模索する。

現地渡航を伴うスタディ・ツアーについては、昨年度の中止の経験を踏まえ、安全確保が最優先であるとの認識のもと、将来的な再開の可能性を探りつつ、当面はオンラインでの交流や学習プログラムの充実も視野に入れる。

ガザ緊急支援事業や教育支援事業（奨学金・学費サポート等）も変わらず継続し、困窮が進む家庭を細やかに支えていく。

安心して事業を継続するためには人的・資金的な基盤の整備が喫緊の課題である。そこで2026年度は、次世代を見据えた団体の運営体制強化にも注力する。具体的には、SNSを活用した戦略的な広報・マーケティングを導入し、特に若い世代へのアプローチを強化する。また、収益事業の新たな柱として、EC（電子商取引）サイトを立ち上げ、現地の生産品をオンラインで販売する仕組みを構築し、団体の持続可能な活動基盤の確立を目指す。

（1）紛争や貧困などにより環境に恵まれないイスラエル・パレスチナの児童のための教育支援事業
当法人は、現地協力者「学校・学院のための連帯事務局」を通じて、紛争下で学習機会を奪われている子どもたちを支援する。2026年度は少なくとも5,000千円を送金目標とし、複数の学校への奨学金・学費サポートを行う。長期化する治安悪化によってヨルダン川西岸やガザ地区では就学が困難となっている子どもが増加する一方、地域の教育者からは継続的な学習支援を求める声が強まっている。こうした背景を受け、当法人の里親/里子事業の対象校を絞り込み、必要情報を集約しやすい仕組みを整えることで、より効果的な支援を実現させる。

(2)イスラエル・パレスチナ・日本の青少年を平和の担い手として育成するための国際交流事業

① イスラエル・パレスチナ・日本の若者がつくる《平和の架け橋》プロジェクト

2025年度は長崎と東京で開催し、対立状況にある若者たちが「戦争の悲惨さ」と「平和の可能性」を共に学び、深い対話を通じて友情を育むなど、大きな成果を上げた。2026年度もこの流れを引き継ぎ、8月に長崎と東京での開催を予定している。

募集・選考: イスラエル・パレスチナ側は過去参加者からの推薦などを通じて、日本側はエッセイと面接による選抜を続ける。

事前研修: 紛争の現状を学ぶオンライン講座を実施し、互いの文化・宗教・民族性を理解する機会を設ける。

実施期間(8月を予定): 2週間程度の共同生活や現地視察、被爆体験の語り部との対話などを実施。特に長崎では平和公園などを訪問し、核兵器の惨禍に触れるプログラムを企画する。ただし、国際情勢やフライトの運航状況により、規模や形式が変更になる可能性もある。

事後研修・報告書作成: 帰国後もオンラインでのフォローアップを実施し、報告書やニュースレターへの寄稿などを通して平和のメッセージを発信する。

② イスラエル・パレスチナ スタディ・ツアー《平和を願う対話の旅》

日本の学生たちがイスラエル・パレスチナを訪問し、現地の実情を自らの目で確かめる本計画は、2025年度(2026年3月実施予定)は直前の情勢悪化により中止となった。2026年度においても、依然として現地への渡航リスクは極めて高い状況が続くと予想されるが、平和を願う若者たちの想いに応えるため、引き続き情勢を注視し、将来的な実施の可能性を慎重に探っていく。実施の可否判断は、安全確保を絶対条件とする。

募集・選考: HPやSNSを通じて参加学生を募集し、面接などで選抜する。

事前研修: イスラエル・パレスチナの歴史、政治、宗教などの基本情報をオンラインで学習。OB/OGが主体的に準備を進める形を目指す。

実施可否の検討: 現地情勢の改善が見られない場合は、実施延期やオンラインでの代替交流企画への切り替えを迅速に判断する。

(3) 普及啓発事業

ニュースレター「オリーブの木」の発行や、ウェブサイト・SNSを通じた情報発信を継続する。特にSNSでは、若者世代へのリーチを意識した戦略的な広報を展開する。また、プロジェクト参加学生による報告会や、中東情勢専門家による講演会、学校への出張授業などを通じて、イスラエル・パレスチナ問題への理解と関心を促す。

(4) 人道支援事業: ガザ緊急支援

ガザ地区における人道危機は依然として深刻であり、2026年度も緊急支援の継続が不可欠である。封鎖や度重なる攻撃の影響で物資は枯渇し、医療・教育・生活環境は危機的な状況が続いている。本法人は、国内外からの寄付を呼びかけ、連帯事務局や現地パートナーを通して必要な資金・物資を届ける。SNSやニュースレター「オリーブの木」を通じて随時最新情報を発信し、さらなる支援を訴える。

(5) その他目的を達成するために必要な事業

当法人の活動を支える持続的な収益源を確保するため、新たにECサイトを立ち上げ、イスラエル・パレスチナゆかりの物品(オリーブ製品、伝統工芸品、酒類など)を全国の支援者に直接販売する。これにより、現地の生産者を支えるとともに、団体の財政基盤強化を図る。また、チャリティーイベントと連動した物品販売も継続し、収益の拡大を目指す。

2. 事業に関する事項

以下、事業項目ごとに詳細な内容・期間・従事者数・予算などを示す。金額は2025年度からの継続として設定し、追加費用が必要な場合は助成金や新規寄付の獲得を目指す。

(1) 紛争や貧困などにより環境に恵まれないイスラエル・パレスチナの児童のための教育支援事業

育支援事業

1. 事業内容	期間	場所	従事者数	受益対象者 範囲・数	事業費 (千円)
里親/里子事業や一般的な教育支援金の送金のため、年間で5,000千円を目途に資金を募集・送金する。貧困や戦争の影響で学習継続が難しくなった子どもたちを行政や国際機関だけでなく、民間の力でも支えていくことが当法人の使命である。	5月、8月 &3月	法人事務局	3名	イスラエル・パレスチナの子どもたち 約150名	5,900

(2) イスラエル・パレスチナ・日本の青少年を平和の担い手として育成するための国際交流事業

交流事業

① イスラエル・パレスチナ・日本の若者がつくる《平和の架け橋》プロジェクト2026

事業内容	期間	場所	従事者数	受益対象者 範囲・数	事業費 (千円)
プロジェクト立上げと協力体制確立： 長崎と東京で実施する。共催は例年のようにヨハネ・パウロ2世財団。後援はJICA、カトリック長崎大司教区、立正佼成会のご協力をいただく。	4月～ 8月	法人事務局	15名	プロジェクト参加者 10名 長崎市民 当法人支援者 不特定多数	7,200
プロジェクト資金調達： ☆助成金申請 ☆支援お願いパンフレット作成・配布 ☆チャリティーイベント＝オルガンコンサートと講演（全国10か所以上を予定） ☆クラウドファンディング	4月～ 8月 5月～ 9月	法人事務局 教会	15名 50名	参加者 1,000名	
プロジェクト参加者募集と選出： ☆日本側：インターネット、メールで参加者を募集。小論文と面接により3～4名選出。 ☆イスラエル・パレスチナ側：過去の参加者から選んで直接声をかけ、リモート面接などで選出。イスラエル・パレスチナから6～8名＋引率者1名。	4月～ 5月	オンライン	7名	日・イ・パ参加学生 および 引率者 スタッフ 計14～15名	
事前研修： ☆日本のプロジェクト参加者のために＝イスラエル・パレスチナ紛争の現状を学んでもらう。 ☆イスラエル・パレスチナの参加者のために＝過去のプロジェ	6～7月	オンライン	7名	日・イ・パ参加学生 および 引率者	

クト参加経験を踏まえ、成果を出すためには何が必要か、などを話し合ってもらおう。				計 12~13 名
「平和の架け橋プロジェクト」実施：1) 共同生活＝2週間の共同生活の中で「平和共存」の可能性を体験し、友情の絆を結ぶ。日本人は仲介役として特に「信頼関係の醸成」を学ぶ。 2) 「平和」と「戦争」についての学び＝平和の大切さについての認識を深め、平和のメッセージャーとしての自覚を高める。 3) ワークショップと対話＝長崎市民との国際交流やボランティア活動の体験、紛争体験を共有し、平和構築の具体的な「道」について考える。 4) 成果の発信＝報告会や交流会を行い、希望のメッセージを発信し、平和のために働く決意を表明する。	8 月	長崎 JICA 東京国際 センター	20 名	長崎市民 日・イ・パ 参加学生 および リーダー・ 引率者 計 10 名 日本人学生 数名
事後研修：日本でもイスラエル・パレスチナでも、プロジェクト全体を振り返り、得た実りを深め、次の行動につなげる。	9～10 月	オンライン JICA 東京国際 センター	5 名	参加者 10 名
報告書作成：プロジェクトの総括、実施のあらまし、参加者の感想、収支決算などについての報告書を作成するほかオリーブの木に抜粋を掲載し、関係団体や支援者にする。	9～11 月	法人事務局	7 名	プロジェクト 参加者 関係団体 支援者 約 1,500 名

②「平和を願う対話の旅」イスラエル・パレスチナ スタディ・ツアー2027

事業内容	期間	場所	従事者数	受益対象者 範囲・数	事業費 (千円)
参加学生の募集と選出： ☆募集要綱を作成し、HPやインターネットを利用して募集する。 ☆応募者の面接および選出。	11月～12月	法人事務局 オンライン	7 名	参加学生 10 名 現地の若者 10 数名	4,290
参加学生の事前研修： ☆イスラエル・パレスチナ紛争の歴史と現実、それぞれの社会が抱えている問題を学ぶ。研究発表、ワークショップなど。 ☆事前研修の企画・実施などについても極力すでに体験した学生たち（OB/OG）の自主性とイニシアティブにまかせる（彼らのさらなる成長のため）。	2027 年 1月～2月	オンライン	5 名	事前研修 参加学生 10 名 OB/OG 数名	
スタディ・ツアー実施： ☆分離の壁、検問所、家屋破壊、難民キャンプなど紛争の実態にふれる。学校、福祉施設などを見学して教育事情を理解する。とくに紛争に苦しむ双方の人々とのふれ合いを大切にしたい。☆現地の若者をミーティングや死海エクスカージョンなどに招待し、交流や対話の場を設け、またできれば共に旅をしてもらう。	3 月	イスラエル・ パレスチナ	5 名	日本人学生 10 名 イスラエル・ パレスチナ の協力者 約 20 名	
報告書作成： 参加者の感想を支援者にお伝えするために、その抜粋をオリーブの木に掲載する。また HP にも掲載。	5 月	法人事務局	5 名	スタディ・ツアー 参加者・支援者	

(3) 普及啓発事業

事業内容	期間	場所	従事者数	受益対象者 範囲・数	事業費 (千円)
<u>紙媒体による広報</u> ： 当法人紹介パンフレットおよびニュースレター「オリーブの木」を発行配布し、本会の活動、並びに現地の子どもたちの現状を報告する。	5月 8月 11月 2月	法人事務局	20名	全国支援団体/ 支援者 約3500名 他不特定多数	2,520
<u>ウェブサイトおよびSNS広報</u> ：随時本会の活動内容を掲載し、イスラエル・パレスチナ紛争のホットニュースを紹介する。より分かりやすくアピール力があるようにさらなる改善を加え、海外に向けた発信のために英語版の完成、充実を図る。	年間随時	法人事務局	5名	一般市民 不特定多数	
<u>情報収集・発信活動</u> ： インターネット、メディアを通じて、イスラエル・パレスチナ情勢に関連する情報の収集活動を行い、その内容をSNSやメールマガジンで発信する。	年間随時	法人事務局	5名	一般市民 不特定多数	
<u>青少年国際交流プロジェクト/スタディ・ツアーの報告会</u> ：イスラエル・パレスチナ紛争の現状と子どもたちの教育状況をテーマとした講演会を開催、また大学や高校などでの授業にも参加する。プロジェクトに参加した学生たちを中心にこれらの活動を行う。	年間随時	随所 オンライン	15名	一般市民と 大学生・ 高校生 約300～ 500名	
<u>中東情勢に関する講演会</u> ：中東情勢の専門家を招き、複雑で刻々と変わる中東情勢を、支援者あるいは視聴者向けに分かりやすく解説していただく。	随時	オンライン	5名	支援者 一般市民 学生など 不特定多数	
<u>出張授業</u> ：中高などへの出張授業を通して日本の若者に対するイスラエル・パレスチナ問題の周知を行う。	随時	各学校	5名	中学・高校 生など 不特定多数	
<u>パイプ・オルガンコンサート</u> ：ヤクーブ・ガザウィによるパイプ・オルガンコンサートを各地の教会で開催。入場料は原則無料。募金としていただくお金は教育支援金として、あるいは青少年の平和教育に使う。聴衆の方に当法人の主旨や活動の紹介をする機会とする。	7～9月	九州 関東 関西 東北 など	50名	一般市民 約1500名	

(4) 人道支援事業：ガザ緊急支援

事業内容	期間	場所	従事者数	対象者 範囲・数	事業費 (千円)
<u>情報発信</u> ：ガザの窮状を伝え緊急支援を求めるチラシを発行したり、オリーブの木で支援の状況や今後も支援が欠かせそうにないことを伝えたりして寄付を訴える。	随時	法人事務局	5	支援者 一般市民 不特定多数	16,800

(5) その他目的を達成するために必要な事業

事業内容	期間	場所	従事者数	対象者 範囲・数	事業費 (千円)
物品販売：イスラエル・パレスチナゆかりの物品や酒類販売をECないしイベント時に対面で行う。	随時	ECサイト、法人事務局など	5	支援者 一般市民 不特定多数	1,800

令和 9 年（2027 年）度 事業計画書

令和 9 年（2027 年）4 月 1 日から令和 9 年（2028 年）3 月 31 日まで

非営利活動法人 聖地のこどもを支える会

令和 8 年 6 月 25 日

1. 事業実施の方針

2023 年秋に勃発したガザ地区の人道危機、および 2026 年初頭の中東全域における緊張激化は、今なお現地の市民、とりわけ子どもたちの生活や教育環境に深刻な影を落としています。和平への道のりは依然として不透明であり、現地パートナーからの支援要請は日々切実さを増しています。

このような極めて困難かつ流動的な情勢下において、当法人は前年度（2026 年度）に構築したオンライン交流のノウハウ、および新たに立ち上げた EC サイトによる財政基盤を確固たるものとししました。令和 9 年度（2027 年度）は、これら前年度の成果を進化させ、安全確保を絶対的な前提としつつも、長らく制限されてきた国際交流事業の「本格的な対面再開」と「人道支援のさらなる規模拡大」を両立させる、前向きな挑戦の年と位置づけます。

今年度の特筆すべき方針として、参加料金収益の適切な設定やクラウドファンディングの本格導入により、各事業の自立性と採算性を高める仕組みを強固にしました。また、現地の深刻な人道危機に迅速かつ最大限に応えるため、過去の備蓄財産（前期繰越正味財産）を積極的に投入し、ガザ緊急支援に 17,000 千円、教育支援に 5,000 千円、計 22,000 千円にのぼる直接的な支払助成金を確保しました。さらに青少年交流においては、特定非営利活動事業費から多額の国際旅費交通費（7,700 千円）を計上し、イスラエル・パレスチナ・日本の若者が直接顔を合わせる「平和の架け橋」および「対話の旅（スタディ・ツアー）」の完全復活を目指します。万が一、現地情勢の急変が生じた場合には、速やかにこれまでのオンラインプログラムへと機動的に切り替える安全網も併せて維持します。

2. 特定非営利活動に係る事業

（1）紛争や貧困などにより環境に恵まれないイスラエル・パレスチナの児童のための教育支援事業
長期化する紛争と経済封鎖により、ヨルダン川西岸およびガザ地区の教育インフラは崩壊の危機にあります。当法人は、現地協力組織「学校・学院のための連帯事務局」との強固な連携のもと、経済的・環境的理由から就学継続が困難な子どもたちを支えるため、本年度も 5,000 千円の教育支援金を確実に送金します。

事業内容：里親/里子事業の対象校における奨学金・学費サポート、教育環境整備。

実施期間：通年（主な送金時期は 5 月、8 月、3 月）。

受益対象：イスラエル・パレスチナの困窮家庭の子どもたち 約 150 名。

（2）イスラエル・パレスチナ・日本の青少年を平和の担い手として育成するための国際交流事業

① イスラエル・パレスチナ・日本の若者がつくる《平和の架け橋》プロジェクト 2027

対立の渦中にある地域の若者と日本の若者が、被爆地である長崎および東京での共同生活を通じて、戦争の悲惨さと平和共存へのアプローチを共に学ぶ、当法人の基幹プロジェクトです。

事業内容：選考された日・イ・パの若者による 2 週間の共同生活、平和公園等の現地視察、ワークショップ、成果報告会の実施。

資金計画：参加料金収益（2,500 千円）およびクラウドファンディング（2,000 千円）を主財源として充当し、安定的かつ独立的なプロジェクト運営を推進。

実施期間：4 月～8 月（本プログラムは 8 月実施）。

受益対象：プロジェクト直接参加者 10 名、および長崎市民・支援者等の不特定多数。

② イスラエル・パレスチナ スタディ・ツアー《平和を願う対話の旅》2028

日本の学生が現地を訪問し、検問所や難民キャンプなど紛争の現実を直視するとともに、現地の若者との対話を行うプログラムです。前年度までの中止・延期の経験を踏まえ、安全基準を厳格にクリアした上で、2028 年 3 月の渡航再開に向けて本格的な準備を行います。

事業内容：参加学生の募集・選考、OB/OG 主導の事前オンライン研修、現地視察および共同エクスカーションの実施、報告書・ウェブ発信。

財政計画：参加料金収益として 3,500 千円を計上。旅費交通費予算を適正に配分し、安全な移動経路と信頼できる宿泊環境を確保。

実施期間：2027 年 11 月～2028 年 5 月（現地渡航は 2028 年 3 月）。

受益対象：日本人参加学生 10 名、現地の若者・協力者 約 20 名。

（4）人道支援事業：ガザ緊急支援

極限状態が続くガザ地区において、命を繋ぐための緊急人道支援を実施します。本年度は、受取寄付金（総額 27,000 千円）の中から、前年度を上回る 17,000 千円を「支払助成金（ガザ緊急支援）」として計上し、現地パートナーおよび信頼性の高い国際ネットワークを通じて、水、食料、医療物資等の必需品を迅速に届けます。

事業内容：緊急支援寄付の呼びかけ、SNS やニュースレターによる現地状況の適時報告、物資調達資金の送金。

実施期間：通年随時。

受益対象：ガザ地区の被災市民。

（3）普及啓発事業

中東情勢の現実と平和へのアプローチを日本国内に広く伝えるため、多角的な広報活動とイベントを展開します。本年度は自主事業収益として 300 千円の収入を見込んでいます。

紙媒体広報：ニュースレター「オリーブの木」を年 4 回（5 月、8 月、11 月、2 月）発行、全国約 3,500 名の支援者へ配布。

デジタル広報：公式ウェブサイト（英語版の充実を含む）および SNS の戦略的運用による若年層へのリーチ拡大。

イベント・教育：学生参加者による報告会、専門家を招いた中東情勢講演会、中高へ出張授業。

チャリティー活動：パイプ・オルガンコンサートを全国各地（九州、関東、関西、東北等）の教会で実施。集まった募金は教育・平和事業に全額充当。

（5）その他目的を達成するために必要な事業

（1）イスラエル・パレスチナの特産品などの物品及び酒類販売事業

前年度に立ち上げた EC サイトを強固な基盤とし、持続可能な組織運営に向けた自主財源の拡充を本格化させます。現地の生産者をダイレクトに支援するフェアトレードの側面も併せ持ちます。

事業内容：イスラエル・パレスチナゆかりの伝統工芸品、オリーブ製品等の EC およびイベント会場（バザー等）での対面販売、ならびに酒類のオンライン販売。

予算計画：

バザー収益（物品）：1,500,000 円（仕入費用：800,000 円）

酒類収益：600,000 円（仕入費用：400,000 円）

収益計：2,100,000 円 / 仕入計：1,200,000 円（差引粗利益：900,000 円）

実施期間：通年随時。

3. 事業実施に関する予算内訳・概要（一覧）

予算案に示された財務構成に基づき、事業区分ごとの実施概要および費用構成を以下の通りまとめます。

(1) 紛争や貧困などにより環境に恵まれないイスラエル・パレスチナの児童のための教育支援事業

育支援事業

1. 事業内容	期間	場所	従事者数	受益対象者 範囲・数	事業費 (千円)
里親/里子事業や一般的な教育支援金の送金のため、年間で5,000千円を目途に資金を募集・送金する。貧困や戦争の影響で学習継続が難しくなった子どもたちを行政や国際機関だけでなく、民間の力でも支えていくことが当法人の使命である。	5月、8月 &3月	法人事務局	3名	イスラエル・パレスチナの子どもたち 約150名	5,900

(2) イスラエル・パレスチナ・日本の青少年を平和の担い手として育成するための国際交流事業

流事業

① イスラエル・パレスチナ・日本の若者がつくる《平和の架け橋》プロジェクト 2027

事業内容	期間	場所	従事者数	受益対象者 範囲・数	事業費 (千円)
プロジェクト立上げと協力体制確立： 長崎と東京で実施する。共催は例年のようにヨハネ・パウロ2世財団。後援は JICA、カトリック長崎大司教区、立正佼成会のご協力をいただく。	4月～ 8月	法人事務局	15名	プロジェクト参加者 10名 長崎市民 当法人支援者 不特定多数	7,200
プロジェクト資金調達： ☆助成金申請 ☆支援お願いパンフレット作成・配布 ☆チャリティーイベント＝オルガンコンサートと講演（全国10か所以上を予定） ☆クラウドファンディング	4月～ 8月 5月～ 9月	法人事務局 教会	15名 50名	参加者 1,000名	
プロジェクト参加者募集と選出： ☆日本側：インターネット、メールで参加者を募集。小論文と面接により3～4名選出。 ☆イスラエル・パレスチナ側：過去の参加者から選んで直接声をかけ、リモート面接などで選出。イスラエル・パレスチナから6～8名＋引率者1名。	4月～ 5月	オンライン	7名	日・イ・パ参加学生 および 引率者 スタッフ 計14～15名	
事前研修： ☆日本のプロジェクト参加者のために＝イスラエル・パレスチナ紛争の現状を学んでもらう。 ☆イスラエル・パレスチナの参加者のために＝過去のプロジェクト参加経験を踏まえ、成果を出すためには何が必要か、などを話し合ってもらう。	6～7月	オンライン	7名	日・イ・パ参加学生 および 引率者 計12～13名	
「平和の架け橋プロジェクト」実施：1) 共同生活＝2週間の共同生活の中で「平和	8月	長崎	20名		

共存」の可能性を体験し、友情の絆を結ぶ。日本人は仲介役として特に「信頼関係の醸成」を学ぶ。 2)「平和」と「戦争」についての学び＝平和の大切さについての認識を深め、平和のメッセージャーとしての自覚を高める。 3)ワークショップと対話＝長崎市民との国際交流やボランティア活動の体験、紛争体験を共有し、平和構築の具体的な「道」について考える。 4)成果の発信＝報告会や交流会を行い、希望のメッセージを発信し、平和のために働く決意を表明する。		JICA 東京国際 センター		長崎市民 日・イ・パ 参加学生 および リーダー・ 引率者 計 10 名 日本人学生 数名	
事後研修：日本でもイスラエル・パレスチナでも、プロジェクト全体を振り返り、得た実りを深め、次の行動につなげる。	9～10月	オンライン JICA 東京国際 センター	5 名	参加者 10 名	
報告書作成：プロジェクトの総括、実施のあらまし、参加者の感想、収支決算などについての報告書を作成するほかオリーブの木に抜粋を掲載し、関係団体や支援者にする。	9～11月	法人事務局	7 名	プロジェクト 参加者 関係団体 支援者 約 1,500 名	

②「平和を願う対話の旅」イスラエル・パレスチナ スタディ・ツアー2027

事業内容	期間	場所	従事者数	受益対象者 範囲・数	事業費 (千円)
参加学生の募集と選出： ☆募集要綱を作成し、HPやインターネットを利用して募集する。 ☆応募者の面接および選出。	11月～12月	法人事務局 オンライン	7 名	参加学生 10 名 現地の若者 10 数名	4,290
参加学生の事前研修： ☆イスラエル・パレスチナ紛争の歴史と現実、それぞれの社会が抱えている問題を学ぶ。研究発表、ワークショップなど。 ☆事前研修の企画・実施などについても極力すでに体験した学生たち（OB/OG）の自主性とイニシアティブにまかせる（彼らのさらなる成長のため）。	2027年 1月～2月	オンライン	5 名	事前研修 参加学生 10 名 OB/OG 数名	
スタディ・ツアー実施： ☆分離の壁、検問所、家屋破壊、難民キャンプなど紛争の実態にふれる。学校、福祉施設などを見学して教育事情を理解する。とくに紛争に苦しむ双方の人々とのふれ合いを大切にしたい。☆現地の若者をミーティングや死海エクスカーションなどに招待し、交流や対話の場を設け、またできれば共に旅をしてもらう。	3月	イスラエル・ パレスチナ	5 名	日本人学生 10 名 イスラエル・ パレスチナ の協力者 約 20 名	
報告書作成： 参加者の感想を支援者にお伝えするために、その抜粋をオリーブの木に掲載する。また HP にも掲載。	5月	法人事務局	5 名	スタディ・ツアー 参加者・支援者	

(3) 普及啓発事業

事業内容	期間	場所	従事者数	受益対象者 範囲・数	事業費 (千円)
紙媒体による広報： 当法人紹介パンフレットおよびニュースレター「オリーブの木」を発行配布し、本会の活動、並びに現地の子どもたちの現状を報告する。	5月 8月 11月 2月	法人事務局	20名	全国支援団体 /支援者 約 3500 名 他不特定多数	2,520
ウェブサイトおよび SNS 広報： 随時本会の活動内容を掲載し、イスラエル・パレスチナ紛争のホットニュースを紹介する。より分かりやすくアピール力があるようにさらなる改善を加え、海外に向けた発信のために英語版の完成、充実を図る。	年間随時	法人事務局	5名	一般市民 不特定多数	
情報収集・発信活動： インターネット、メディアを通じて、イスラエル・パレスチナ情勢に関連する情報の収集活動を行い、その内容を SNS やメールマガジンで発信する。	年間随時	法人事務局	5名	一般市民 不特定多数	
青少年国際交流プロジェクト/スタディ・ツアーの報告会：イスラエル・パレスチナ紛争の現状と子どもたちの教育状況をテーマとした講演会を開催、また大学や高校などでの授業にも参加する。プロジェクトに参加した学生たちを中心にこれらの活動を行う。	年間随時	随所 オンライン	15名	一般市民と 大学生・ 高校生 約 300～ 500 名	
中東情勢に関する講演会：中東情勢の専門家を招き、複雑で刻々と変わる中東情勢を、支援者あるいは視聴者向けに分かりやすく解説していただく。	随時	オンライン	5名	支援者 一般市民 学生など 不特定多数	
出張授業：中高などへの出張授業を通して日本の若者に対するイスラエル・パレスチナ問題の周知を行う。	随時	各学校	5名	中学・高校生など 不特定多数	
パイプ・オルガンコンサート：ヤクーブ・ガザウィによるパイプ・オルガンコンサートを各地の教会で開催。入場料は原則無料。募金としていただくお金は教育支援金として、あるいは青少年の平和教育に使う。聴衆の方に当法人の主旨や活動の紹介をする機会とする。	7～9月	九州 関東 関西 東北 など	50名	一般市民 約 1500 名	

(4) 人道支援事業：ガザ緊急支援

事業内容	期間	場所	従事者数	対象者 範囲・数	事業費 (千円)
情報発信：ガザの窮状を伝え緊急支援を求めるチラシを発行したり、オリーブの木で支援の状況や今後も支援が欠かせそうにないことを伝えたりして寄付を訴える。	随時	法人事務局	5	支援者 一般市民 不特定多数	18,800

(5) その他目的を達成するために必要な事業

事業内容	期間	場所	従事者数	対象者 範囲・数	事業費 (千円)
物品販売：イスラエル・パレスチナゆかりの物品や酒類販売を EC ないしイベント時に対面で行う。	随時	EC サイト、法人事務局など	5	支援者 一般市民 不特定多数	2,100

令和8年度(2026年度) 活動予算案

2026/5/26(単位: 円)

【経常収益】	特定非営利活動に係る事業	その他事業	
【受取会費】			
正会員受取会費	500,000	0	500,000
賛助会員受取会費	80,000	0	80,000
【受取寄付金】			
受取寄付金	25,000,000	0	25,000,000
施設等受入評価益	0	0	
ボランティア受入評価益	0	0	
【受取助成金等】			
受取助成金	3,300,000	0	3,300,000
受取補助金	0	0	
クラウドファンディング	2,000,000		2,000,000
【事業収益】			
参加料金収益			
平和の架け橋	2,500,000	0	2,500,000
対話の旅	3,500,000	0	3,500,000
バザー収益		1,500,000	1,500,000
酒類収益		300,000	300,000
自主事業収益	300,000	0	300,000
【その他収益】			
受取 利息	0	0	
為替 差益	0	0	
雑 収 入	0	0	0
経常収益 計	37,180,000	1,800,000	38,980,000
【経常費用】			
【事業費】			
(人件費)			
給料 手当(事業)	2,200,000	100,000	2,300,000
役員報酬(事業)	1,000,000	0	1,000,000
通勤費(事業)	20,000	10,000	30,000
法定福利費(事業)	0	0	0
退職金(事業)	0	0	0
ボランティア評価費用	0	0	0
人件費計	3,220,000	110,000	3,330,000
(その他経費)			0
業務委託費(事業)	2,400,000	200,000	2,600,000
諸 謝 金(事業)	300,000	0	300,000
水道光熱費(事業)	60,000	20,000	80,000
地代家賃(事業)	1,100,000	100,000	1,200,000
印刷製本費(事業)	600,000	60,000	660,000
会 議 費(事業)	30,000	10,000	40,000
旅費交通費(事業)	7,700,000	0	7,700,000
通信運搬費(事業)	900,000	60,000	960,000
消耗品 費(事業)	150,000	50,000	200,000

賃借料(事業)	0	0	0
施設等評価費用	0	0	0
保険料(事業)	0	0	0
租税 公課(事業)	0	0	0
支払手数料(事業)	250,000	90,000	340,000
支払助成金(教育支援)	5,000,000	0	5,000,000
支払助成金(ガザ緊急支援)	15,000,000	0	15,000,000
雑費(事業)	0	0	0
イスラエル・パレスチナ物品仕入	0	800,000	800,000
酒類仕入	0	200,000	200,000
予備費	0	0	0
その他経費計	33,490,000	1,590,000	35,080,000
事業費 計	36,710,000	1,700,000	38,410,000
【管理費】			
(人件費)			
給与手当	3,200,000	0	3,200,000
役員報酬	320,000	0	320,000
通勤費	350,000	0	350,000
法定福利費	5,000	0	5,000
退職金	0	0	0
福利厚生費	0	0	0
人件費計	3,875,000	0	3,875,000
(その他経費)			
印刷製本費	0	0	0
会議費	15,000	0	15,000
旅費交通費	800,000	0	800,000
通信運搬費	150,000	0	150,000
消耗品費	380,000	0	380,000
水道光熱費	20,000	0	20,000
地代家賃	300,000	0	300,000
修繕費	0	0	0
広告宣伝費	0	0	0
研修費	0	0	0
交際費	10,000	0	10,000
支払い寄付金	50,000	0	50,000
諸謝金	0	0	0
新聞図書費	0	0	0
諸会費	60,000	0	60,000
租税 公課	5,000	0	5,000
支払手数料	500,000	0	500,000
業務委託費	2,780,000	0	2,780,000
雑費	0	0	0
その他経費計	5,070,000	0	5,070,000
管理費 計	8,945,000	0	8,945,000
経常費用 計	45,655,000	1,700,000	47,355,000
当期経常増減額			△ 8,375,000
【経常外収益】			
前期損益修正益			0
【経常外費用】			
前期損益修正損			0
経常外費用 計			0
税引前当期正味財産増減額			0
経理区分振替額			0
当期正味財産増減額			△ 8,375,000
前期繰越正味財産額			27,307,892
次期繰越正味財産額			18,932,892

令和9年度(2027年度) 活動予算案

2026/6/22(単位: 円)

【経常収益】	特定非営利活動に係る事業	その他事業	
【受取会費】			
正会員受取会費	500,000	0	500,000
賛助会員受取会費	80,000	0	80,000
【受取寄付金】			
受取寄付金	27,000,000	0	27,000,000
施設等受入評価益	0	0	
ボランティア受入評価益	0	0	
【受取助成金等】			
受取助成金	3,300,000	0	3,300,000
受取補助金	0	0	
クラウドファンディング	2,000,000		2,000,000
【事業収益】			
参加料金収益			
平和の架け橋	2,500,000	0	2,500,000
対話の旅	3,500,000	0	3,500,000
バザー収益		1,500,000	1,500,000
酒類収益		600,000	600,000
自主事業収益	300,000	0	300,000
【その他収益】			
受取 利息	0	0	
為替 差益	0	0	
雑 収 入	0	0	0
経常収益 計	39,180,000	2,100,000	41,280,000
【経常費用】			
【事業費】			
(人件費)			
給料 手当(事業)	2,200,000	100,000	2,300,000
役員報酬(事業)	1,000,000	0	1,000,000
通勤費(事業)	20,000	10,000	30,000
法定福利費(事業)	0	0	0
退職金(事業)	0	0	0
ボランティア評価費用	0	0	0
人件費計	3,220,000	110,000	3,330,000
(その他経費)			0
業務委託費(事業)	2,400,000	200,000	2,600,000
諸 謝 金(事業)	300,000	0	300,000
水道光熱費(事業)	60,000	20,000	80,000
地代家賃(事業)	1,100,000	100,000	1,200,000
印刷製本費(事業)	600,000	60,000	660,000
会 議 費(事業)	30,000	10,000	40,000
旅費交通費(事業)	7,700,000	0	7,700,000
通信運搬費(事業)	900,000	60,000	960,000
消耗品 費(事業)	150,000	50,000	200,000

賃借料(事業)	0	0	0
施設等評価費用	0	0	0
保険料(事業)	0	0	0
租税 公課(事業)	0	0	0
支払手数料(事業)	250,000	90,000	340,000
支払助成金(教育支援)	5,000,000	0	5,000,000
支払助成金(ガザ緊急支援)	17,000,000	0	17,000,000
雑費(事業)	0	0	0
イスラエル・パレスチナ物品仕入	0	800,000	800,000
酒類仕入	0	400,000	400,000
予備費	0	0	0
その他経費計	35,490,000	1,790,000	37,280,000
事業費 計	38,710,000	1,900,000	40,610,000
【管理費】			
(人件費)			
給与手当	3,200,000	0	3,200,000
役員報酬	320,000	0	320,000
通勤費	350,000	0	350,000
法定福利費	5,000	0	5,000
退職金	0	0	0
福利厚生費	0	0	0
人件費計	3,875,000	0	3,875,000
(その他経費)			
印刷製本費	0	0	0
会議費	15,000	0	15,000
旅費交通費	800,000	0	800,000
通信運搬費	150,000	0	150,000
消耗品費	380,000	0	380,000
水道光熱費	20,000	0	20,000
地代家賃	300,000	0	300,000
修繕費	0	0	0
広告宣伝費	0	0	0
研修費	0	0	0
交際費	10,000	0	10,000
支払い寄付金	50,000	0	50,000
諸謝金	0	0	0
新聞図書費	0	0	0
諸会費	60,000	0	60,000
租税 公課	5,000	0	5,000
支払手数料	500,000	0	500,000
業務委託費	1,780,000	0	1,780,000
雑費	0	0	0
その他経費計	4,070,000	0	4,070,000
管理費 計	7,945,000	0	7,945,000
経常費用 計	46,655,000	1,900,000	48,555,000
当期経常増減額			△ 7,275,000
【経常外収益】			
前期損益修正益			0
【経常外費用】			
前期損益修正損			0
経常外費用 計			0
税引前当期正味財産増減額			0
経理区分振替額			0
当期正味財産増減額			△ 7,275,000
前期繰越正味財産額			18,932,892
次期繰越正味財産額			11,657,892